平成２４年（フ）第５１号
愛媛県四国中央市中曽根町1320番地の３、前住所愛媛県松山市福音寺町236番地10
破産者　谷口　博章
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２４９号
北九州市八幡西区平尾町９番５―410号
破産者　田村　寧夫
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８３号
鹿児島県姶良市平松6375番地３
破産者　税所　篤史
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目26番１号
破産者　加藤　佑治
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
沖縄県浦添市港川２丁目26番１―402号　第二栄行マンション
破産者　玉村　弥生
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１７８号
北海道伊達市舟岡町340番13号プレステージⅠ105号室、開始決定時の住所北海道伊達市舟岡町45番地68
破産者　岩崎　洋子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
秋田県大仙市大曲上大町８番29号
破産者　江畑　　徹
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第６７号
福島県郡山市日和田町字日和田195番地
破産者　望月　朋子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第９号
千葉県成田市不動ケ岡2022番地１、申立時の住所茨城県鹿嶋市鉢形台３丁目７番地７レオパレス英俊Ｂ―205
破産者　齊藤奈津子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２１号
茨城県鹿嶋市大字明石541番地４
破産者　山下　義文
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２２号
茨城県鹿嶋市鉢形台１丁目４番地３グランジュールｋｏｅｉ103
破産者　長谷川佐洋里（旧姓山下）
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３３４号
茨城県結城郡八千代町大字川尻618番地５
破産者　川村八千代
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５１号
埼玉県行田市栄町16番44号
破産者　鈴木　英雄
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３４号
埼玉県深谷市上柴町西４丁目21番地７　北号
破産者　大井　勇一
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第８１１号
大阪市西淀川区御幣島２丁目18番８号
破産者　仁巧印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３６号
大阪府東大阪市菱江３丁目10番５号
破産者　株式会社オーディ紙工
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７号
福岡県福岡市博多区金の隈１丁目18番25号
破産者　誠心堂株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０２６号
福岡市博多区東光寺町２丁目２番13号
破産者　セルコムメディコ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１４号
岩手県花巻市豊沢町６番36号
破産者　有限会社ふるしう
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部